

危険物取扱者



資格

★★★ check ■■■■■

危険物取扱者になるためには試験に合格後、免状を申請して都道府県知事から交付を受ける必要があります。なお、免状の申請先は受験地の都道府県知事（以下、単に「知事」といいます）になります。

責務

★★★★ check ■■■■■

危険物取扱者は、危険物の取扱作業に従事するときは、法令で定める**貯蔵又は取扱い**の技術上の基準を遵守するとともに、当該危険物の**保安の確保**について細心の注意を払わなければなりません。

権限の範囲

★★★★ check ■■■■■

危険物取扱者はその試験によって**甲種、乙種及び丙種の3種類**に分かれ、それぞれ権限の範囲が以下のように異なります。

	甲種	乙種	丙種
取扱い可能な危険物の種類	第1から第6類の全部	免状指定の類に限定	第4類のうち一部※
立会いの権限の有無	あり	あり	なし
危険物保安監督者資格（6カ月の要実務経験）	なれる	なれる	なれない

丙種危険物取扱者

丙種危険物取扱者が取扱えるのは、ガソリン、灯油、軽油、第3石油類（重油、潤滑油及び引火点が130℃以上のもの）、第4石油類及び動植物油類に限られます。

立会い業務

★★★★ check ■■■■■

危険物取扱者以外の者は、単独では危険物を取り扱うことはできません。しかし、**甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者**が立ち会うことにより、無資格者であっても危険物の取扱いが認められます。

また、立会いをする際には、取扱作業に従事する者が法令で定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するように監督するとともに、必要に応じてこれらの者に指示を与えなければなりません。

